

別表(1)~(4)

○水質検査表(1) 水質基準項目

法令に基づく水質検査(須江山浄水場の例)

区分	項目番号	水質基準項目	基準値	法令に基づく給水栓の検査			検査計画頻度(回/年)					設定理由
				蛇口で行う検査	検査頻度	減可能検査頻度	蛇口	浄水場出口	原水	処理水・ろ過水	旧北上川取水場	
健康に関する項目	1	一般細菌	100個以下/mL	○	月1回	省略不可	12	12	12	12	12	1月に1回の設定項目
	2	大腸菌	検出されないこと	○	月1回	省略不可	12	12	12	12	12	
	3	カドミウム及びその化合物*2	0.003mg/L以下				2	4	1	1	2	安全・性状確認のため
	4	水銀及びその化合物*2	0.0005mg/L以下				2	4	1	1	2	
	5	セレン及びその化合物*2	0.01mg/L以下				2	4	1	1	2	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	3月1回	3年1回*1	2	4	1	1	2	
	7	ヒ素及びその化合物*2	0.01mg/L以下				2	4	1	1	2	
	8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	○			2	4	1	1	2	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	3月1回	3年1回*1	12	12	12	12	12	安全・性状確認のため
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	3月1回	省略不可	4	4	1	1	2	概ね3月に1回の検査項目
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素*2	10mg/L以下				12	12	12	12	12	安全・性状確認のため
	12	フッ素及びその化合物*2	0.8mg/L以下				2	4	1	1	2	
	13	ホウ素及びその化合物*2	1.0mg/L以下				2	4	1	1	2	
	14	四塩化炭素*2	0.002mg/L以下				2	4	1	1	2	
	15	1,4-ジオキサン*2	0.05mg/L以下				2	4	1	1	2	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン*2	0.04mg/L以下				2	4	1	1	2	
	17	ジクロロメタン*2	0.02mg/L以下				2	4	1	1	2	
	18	テトラクロロエチレン*2	0.01mg/L以下				2	4	1	1	2	
	19	トリクロロエチレン*2	0.01mg/L以下				2	4	1	1	2	
	20	ベンゼン*2	0.01mg/L以下				2	4	1	1	2	
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	○			4	4	-	1	-	概ね3月に1回の検査項目ですが、濃度が高くなる夏期には、頻度を上げて検査を行います。
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○			4	4	-	1	-	
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	○			12	12	-	1	-	
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○			4	4	-	1	-	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○			12	12	-	1	-	
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	3月1回	省略不可	4	4	-	1	-	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○			12	12	-	1	-	
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○			4	4	-	1	-	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○			12	4	-	1	-	
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	○			12	4	-	1	-	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○			4	4	-	1	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○			3年1回*1	2	4	1	1	2	安全・性状確認のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	3月1回	3年1回*1	12	12	12	12	12		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○			12	12	12	12	12		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○			2	4	1	1	12		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下				2	4	1	1	2		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	3月1回	3年1回*1	12	12	12	12	12		
38	塩化物イオン	200mg/L以下	○	月1回	省略不可	12	12	12	12	12	1月に1回の設定項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				2	4	1	1	2	安全・性状確認のため	
40	蒸発残留物*2	500mg/L以下				4	4	1	1	2		
41	陰イオン界面活性剤*2	0.2mg/L以下				2	4	1	1	2	安全・性状確認のため	
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	○	発生時期月1回	発生時期月1回	12	12	1	-	12	安全・性状確認のため	
43	2-メチルシポルネオール	0.0001mg/L以下	○			12	12	1	-	12	安全・性状確認のため	
44	非イオン界面活性剤*2	0.02mg/L以下				2	4	1	-	2	安全・性状確認のため	
45	フェノール類*2	0.005mg/L以下				2	4	1	-	2	安全・性状確認のため	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	月1回	省略不可	12	12	12	12	12	1月に1回の設定項目	
47	pH値	5.8以上8.6以下	○			12	12	12	12	12		
48	味	異常でないこと	○			12	12	12	12	12		
49	臭気	異常でないこと	○	月1回	省略不可	12	12	12	12	12		
50	色度	5度以下	○			12	12	12	12	12		
51	濁度	2度以下	○			12	12	12	12	12		

*減可能検査頻度:これまでの検査結果から法令上設定される検査回数です。

*備考

- 送・配水システムの中で、給水栓まで到達する間で、基準項目の濃度が上昇しないことを確認される場合は、浄水場出口で検査できることから、濃度の上昇しない項目については、浄水場出口で検査します。
 - *1は、これまでの検査結果から、基準値の1/10以下の場合、その回数まで検査頻度を減らすことができます。
 - *2は、送・配水管で濃度が上昇しないことが確認されている項目で、給水栓に代えて浄水場出口で検査できる項目です。
- は、水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

○水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

No	1日1回行う検査	評価	蛇口検査計画頻度
			回/日
1	色	異常でないこと	1
2	濁り	異常でないこと	1
3	遊離残留塩素(消毒の残留効果)	0.1mg/L以上	1

○水質検査表(3) 水質管理目標設定項目

水質基準に準じ、水道水質の管理上留意すべき検査項目

※浄水場出口：須江山浄水場浄水

項目番号	区分	水質管理目標設定項目	目標値	検査計画頻度(回/年)			備考
				蛇口	浄水場出口	原水(河川水)	
1	無機物 重金属	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2	4	2	
2		ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	2	4	2	
3		ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2	4	2	
5	一般有機物	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	4	2	
8		トルエン	0.4mg/L以下	2	4	2	
9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	—	4	2	
10	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	消毒剤として使用していないため省略
12	消毒剤	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—	—	
13	消毒副生成物	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)mg/L以下	4	4	—	
14		抱水クロラール	0.02(暫定)mg/L以下	4	4	—	
15	農薬	農薬類(除草剤・殺菌剤・殺虫剤)	1(総和法として)	—	5	5	散布時期
16	臭気	残留塩素	1mg/L以下	12	12	—	基準項目として検査を実施
17	味	硬度(Ca, Mg)	10~100mg/L以下	2	4	2	
18	着色	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	12	12	
19	味	遊離炭酸	20mg/L以下	—	4	—	
20	臭気	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	4	2	
21		メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	2	4	2	
22	味	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	—	—	—	
23	臭気	臭気強度(TON)	3以下	—	—	—	基準項目として検査を実施
24	味	蒸発残留物	30~200mg/L以下	4	4	2	
25	基礎的性状	濁度	1度以下	12	12	12	
26	腐食	pH値	7.5	12	12	12	
27		腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	—	4	—	
28	施設の健全性	従属栄養細菌	2000個以下/1mL(暫定)	4	4	—	
29	一般有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	4	2	
30	着色	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	12	12	12	基準項目として検査を実施

※項目番号4, 6, 7, 11は欠番

○水質検査表(4) その他の水質管理項目

独自に行う水質検査

※浄水場出口：須江山浄水場浄水

項目番号	区分	その他水質管理項目	検査計画頻度(回/年)			備考
			蛇口	浄水場出口	原水(河川水)	
1	その他項目	アンモニア態窒素	—	12	12	
2		電気伝導率	12	12	12	
3		硫酸イオン	12	12	12	
4		総アルカリ度	—	12	2	
5		紫外部吸光度(E-260)	—	12	12	
6		カリウム	2	12	12	
7		カルシウム	2	12	12	
8		マグネシウム	2	12	12	
9		リン酸イオン	—	—	12	
10		トリハロメタン生成能	—	—	—	
11		ダイオキシン類	—	—	1	
12	環境基準項目	溶存酸素	—	—	12	
13		生物学的酸素要求量	—	—	12	
14		化学的酸素要求量	—	—	12	
15		浮遊物質	—	—	12	
16		全リン	—	—	12	
17	全窒素	—	—	12		
20		ウェルシュ菌(嫌気性芽胞菌)	—	—	12	クリフト検査時
21		クリプトスポリジウム等	—	4	4	委託検査